

二ヶ領用水の文化財登録に向けた取組について

1 二ヶ領用水の歴史と現状

(1) 二ヶ領用水の歴史

- ・二ヶ領用水は、徳川家康の江戸入府に伴い、多摩川下流域の治水と新田開発のため、用水奉行の小泉次太夫が、約14年の年月を費やして**慶長16年(西暦1611年)**に完成した**我が国有数の農業用水**であり、当時、稲毛領と川崎領にまたがっていたことに、その名は由来している。
- ・用水は多摩川の上河原と宿河原の2箇所から取水し、**ほぼ川崎市全域の田畑を潤す**とともに、**生活の水として人々の暮らしを支え**、網の目のように設けられた用水を中心に地域共同体が形成され、川崎市の骨格をつくりあげてきた。



昭和29年当時の二ヶ領用水
出典：二ヶ領用水ものがたり



上河原取水口

(2) 二ヶ領用水の現状

- ・現在の二ヶ領用水は、高度経済成長期の都市化のなかで、昔の様相と大きく変化したが、自然環境や景観に配慮した親水護岸や遊歩道などが整備され、治水・利水機能の役割を果たすとともに、市民の皆様へ憩いや安らぎを与える**地域の貴重な水と緑の空間**として親しまれている。
- ・様々な市民団体において各種イベントや桜、桃の植樹などの活動が行われている。



名残(草堰)がある箇所(多摩区布田周辺)



親水整備箇所(多摩区宿河原周辺)

2 文化財登録について

(1) 二ヶ領用水総合基本計画

平成25年3月に二ヶ領用水を中心に活動している市民団体の方々や学識経験者等の意見を踏まえ「二ヶ領用水総合基本計画」を改正。

二ヶ領用水総合基本計画

基本方針

守る

川崎市の宝として二ヶ領用水を守る

活かす

地域の魅力づくり・活性化に二ヶ領用水を活かす

整える

市民に身近な二ヶ領用水を整える

【二ヶ領用水とその景観の保全】

二ヶ領用水がもたらす風景を後世まで残すために、水路や景観を保全する取組・ルールづくりを推進します。

川崎市発展の礎を築いた歴史的・文化的価値の高い、二ヶ領用水を世代や地域を越えて、後世に幅広く継承していくため、
⇒「文化財の登録」を目指す。

(2) 文化財登録制度について

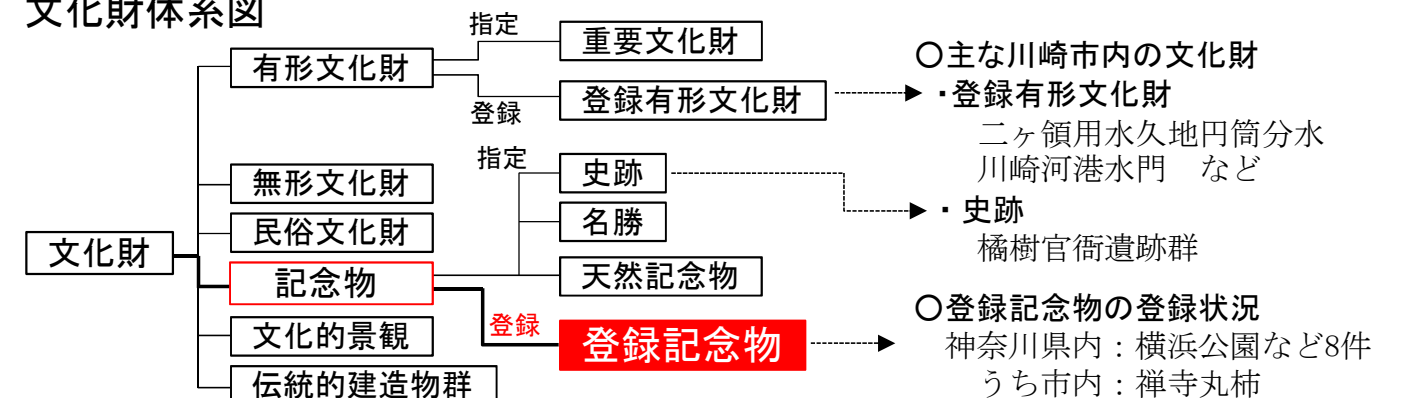
- ・文化財登録制度は、平成8年の文化財保護法改正によって創設された制度

＞文化財保護法

第132条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物以外の記念物のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる

- ・届出制と指導・助言・勧告を基本とする**緩やかな保護措置を講じる制度**
- ・改修工事等は文化庁へ**届出を行う**ことで可能
- ・説明板の設置など広報に関する費用は、文化庁からの補助金の交付対象

文化財体系図



二ヶ領用水の文化財登録に向けた取組について

(3) 文化財登録の目的、効果

- ・文化財保護法に基づく登録により、「保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの」として、二ヶ領用水に文化的価値が付与される。
- ・令和2年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを契機と捉え、文化財登録を幅広く情報発信することにより、二ヶ領用水の歴史、文化的な価値に対する市民の理解を深める。
- ・文化財登録を契機として、老朽化の著しい樹木の管理など様々な課題を解決するために、地域と行政が、より一層の緊密な連携・協力並びに情報共有を図る。
- ・二ヶ領用水という川崎にとっての「宝物」を市民と行政、学校、企業が連携・協働しながら、未来によりふさわしい形で、世代や地域に関わらず、後世に幅広く継承していく。
- ・市民のシビックプライドを醸成し、地域資源を活かした新たなコミュニティの形成や魅力あるまちづくりを推進する。



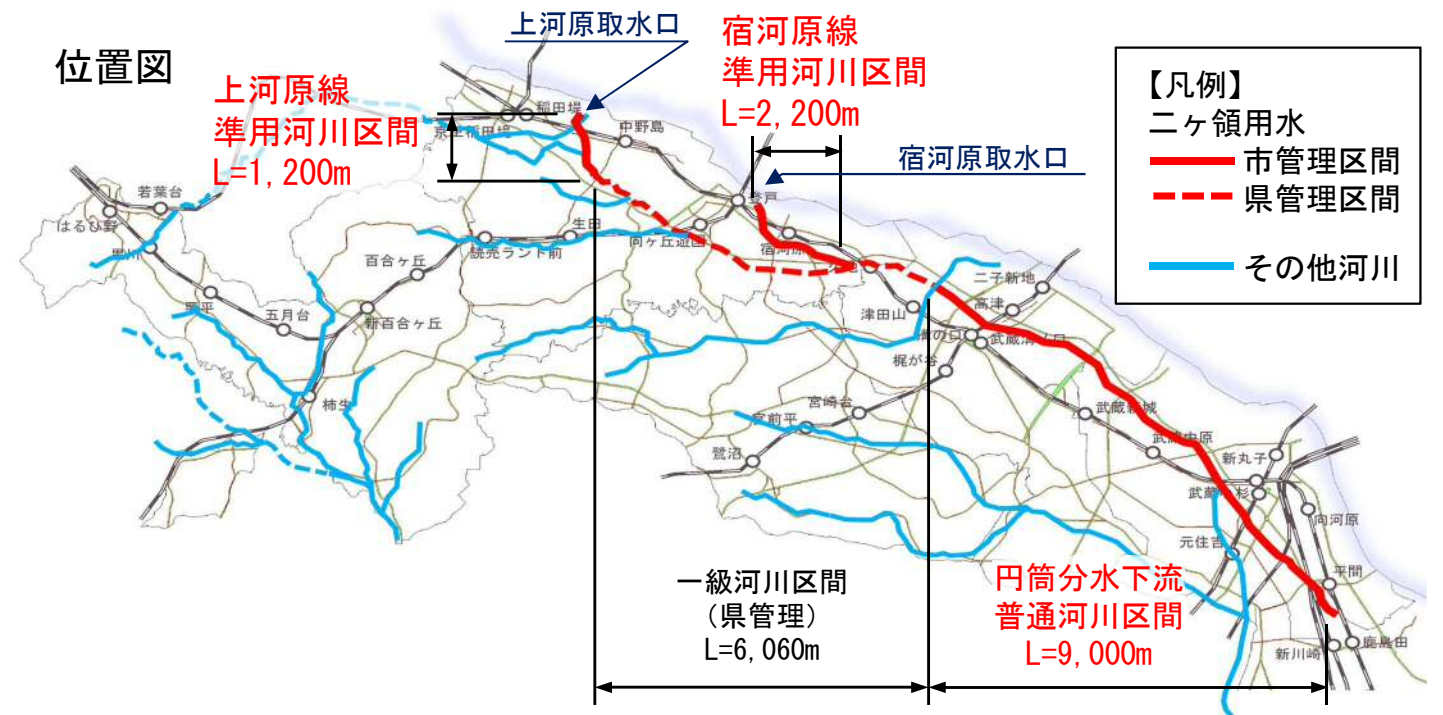
禅寺丸柿の登録プレート設置状況



連携・協働のイメージ (久地円筒分水におけるイベント)

(4) 文化財登録の対象区間

- 二ヶ領用水 全長 L=約18km
 - 市管理区間について登録
 - ・ 上河原線 (準用河川区間) 延長L=1.2km
 - ・ 宿河原線 (準用河川区間) 延長L=2.2km
 - ・ 円筒分水下流 (普通河川区間) 延長L=9.0km
- 合計 12.4km



(5) 登録に向けたスケジュール(案)

	令和元年度(2019年度)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
登録手続き				◆					◆			◆
				意見具申書提出					文化審議会(答申)			文化財登録

3 文化財登録後の取組について

- ・二ヶ領用水では、現在様々な市民団体が活動されており、連携・協力が不可欠であるため、段階的に取組を推進。

ステップ1

【地域と行政の協力関係の構築】

二ヶ領用水で行われているイベントや会議等を活用し、文化財登録並びに歴史・文化的な価値のPR、周知を図るとともに、登録後の取組等について、意見交換を実施

ステップ2

【持続可能な仕組の構築】

登録を契機とした、持続可能な仕組を構築し、更に二ヶ領用水の魅力を高める取組を進め、地域の活性化や新たなコミュニティ形成及びシビックプライドを醸成

共に創りあげる地域社会をめざします

